

起案 平成 18 年 09 月 16 日  
制定 平成 18 年 12 月 04 日  
改定 平成 19 年 12 月 03 日  
改定 平成 25 年 12 月 09 日  
改定 平成 26 年 12 月 08 日  
改定 令和 02 年 12 月 03 日  
改定 令和 07 年 02 月 17 日

## 積朋会中部支部 会則

### 第1条(名称)

本会の名称は、積朋会中部支部とする。

### 第2条(目的)

本会は、積水ハウス(株)およびグループ会社(以下会社という)と連携を保ち、会員相互並びに会社との親睦と交流を図ることを目的とする。  
なお、グループ会社の範囲は、会社が認めた会社とする。

### 第3条(会員)

本会の会員は、次の各号に該当する者で、入会金を納入した者とする。

- ①定年退職者およびこれに準ずる者
- ②会社の役員退任者
- ③通算20年以上、会社に勤務して円満退社した者で、世話人会が承認した者

### 第4条(入会)

本会への入会は任意とする。

### 第5条(退会)

会員は、次の事項に該当するとき、世話人会の承認により会員の資格を失う。

- ①死亡したとき
- ②本人より退会の申し出があったとき
- ③本会もしくは、会社の名誉を著しく傷つけ、または損害を与えたとき
- ④その他世話人会が不適当と判断したとき

### 第6条(運営)

本会は、代表世話人1名、世話人若干名により構成される世話人会によって運営する。

### 第7条(世話人)

代表世話人及び世話人の選任は次のとおりとする。

- ①世話人は、総会において、10名を限度として会員より選出する。
- ②代表世話人は、世話人の互選によって決定する。
- ③代表世話人、世話人の任期は2年を1期とし、再任は妨げない

### 第8条(世話人会)

世話人会は、次の通り会の運営にあたる。

- ①世話人会は、隨時必要に応じて開催するものとする。
- ②世話人会は、世話人総数の半数以上の出席で会は成立し、賛否は出席者の過半数の賛同を必要とする。

## 第9条(総会)

総会は、原則として、最低年1回開催し、出席会員の過半数の同意を得て、次の事項を決定する。尚、議長は代表世話人が行う。

- ①事業報告及び事業計画
- ②会計報告及び予算編成
- ③世話人会の世話人の選出
- ④会則の改廃

## 第10条(事務局)

本会の事務局は積水ハウス(株)中部第一営業本部内に置く。

名古屋市中区栄三丁目18番1号 ナディアパークビジネスセンタービル15階

## 第11条(事業)

本会は、第2条の目的のため、次の事業を行うこととする。

- ①総会の開催
- ②会員名簿の作成・保管
- ③会員相互の情報交換・交流会、同好会等
- ④会員の健康の推進、福利厚生に関すること
- ⑤会社への情報提供、及び会社の紹介キャンペーン等の行事への参画、協力
- ⑥その他、会が必要と認めたこと

## 第12条(入会及び会費等)

会員は次の費用を納入するものとする。

- ①入会金は5000円とし、入会時納入し、返還はしない。
- ②年会費は、徴収しないものとする。
- ③臨時会費として、本会の行事に参加する会員は、その都度納入する。

## 第13条(運営費)

本会の運営費については、次の通りとする。

- ①入会金
- ②臨時会費
- ③会社からの運営補助費

## 第14条(運営費の使用基準)

運営費は、会員全員を対象とした第11条の事業等の用途に使用することとする。

## 第15条(会計)

会計年度は12月1日～11月30日までの1年間とし、決算書、予算書、事業報告書、事業計画書を作成し、総会において出席会員の過半数の承認を得るものとする。

## 第16条(細則)

当会則に記載のない事項については、世話人の承認により細則を定めることができる。

## 第17条(会則の改廃)

本会則は、総会の承認により改廃することができる。

以上